

大分県報

令和四年
第三〇九号
五月二十日

（金曜日）

目次

告示

土地改良区の定款変更認可……………一
大分都市計画道路の変更に関する公聴会の開催……………一

公告

競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………二
一般競争入札の実施（二件）……………四
契約者等の公示……………八

○告示

大分県告示第二百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和四年五月二十日

大分県知事 広瀬 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

宇佐土地改良区

宇佐市

令四・五・六

大分県告示第二百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、大分都市計画道路の変更の案を作成するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五十七号）第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

令和四年五月二十日

大分県報（告示）

同規則第四条の規定により、大分市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県庁ホームページに登載する。

令和四年五月二十日

大分県知事 広瀬 貞

一 都市計画の種類

大分都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

大分都市計画道路中三・二・五号生石下郡線ほか一路線を次のとおり変更する。

名称	位置		変更の概要
	起点	終点	
三・二・五号 生石下郡線	大分市生石三丁目二番	大分市大字下郡字羽根山	終点の変更 延長の減 一部区域の変更
三・四・二八号 庄の原佐野線	大分市大字三芳字庄ノ原	大分市大字佐野字宮ノ下	一部幅員の変更 一部区域の変更

（区域は、別図のとおり）

三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和四年六月二十八日 午後二時から

四 閲覧期間

令和四年五月二十三日から

令和四年六月六日まで

五 公述申出期限

令和四年六月六日まで

六 都市計画の変更の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課

（「別図」は、省略し、都市計画の変更の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。）

○公 告

地方公共団体の物品等の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和四年五月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

個人番号利用事務等専用端末環境調達契約

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。
(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の入手、提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七（五〇六）二九五七

3 申請の時期

令和四年五月二十日（金）から同年六月十三日（月）までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該機関の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競

争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの規定により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和四年五月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県警察指掌紋情報管理システム賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。）（物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者に限る。）

(六) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和四年五月二十日から同年六月二十四日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（令和四年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 一の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 一の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させなかつたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。
令和四年5月20日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

個人番号利用事務等専用端末環境調達契約

(2) 納入期限

令和四年10月20日（木）

(3) 納入場所

大分県知事が指定する場所

(4) 契約期間

令和四年11月1日から令和9年10月31日までの長期継続契約とする。
ただし、納入期限は②のとおり令和四年10月20日とする。

2 大分県物品等電子入札システムの利用

本案件は、大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）で入札の手続を行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この公告の日から10に掲げる開札までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して、

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

<p>(6) この調達に係る仕様書に基づき、機能等証明書を令和4年6月14日(火)午前10時までに大分県総務部電子自治体推進室企画管理班に提出し、本入札への参加を認めることについて、通知を受けた者であること。</p> <p>4 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和4年5月20日(金)から同年6月13日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県総務部電子自治体推進室企画管理班</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県総務部電子自治体推進室企画管理班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2064</p> <p>(2) 日時 令和4年5月20日(金)から同年6月13日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>7 入札説明書の交付場所及び日時 6に同じ。</p> <p>8 物品等電子入札システム及び契約の事務において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期限 物品等電子入札システムにより、次の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札の承認を得た者は、6の場所へ次の期間中に持参又は郵送により提出することを認める。紙による入札で入札書及び委任状に押印を省略する場合、郵送時の封筒の送</p>	<p>り主欄又は持参者の身分証明書等で本人(代表者又は受任者)の確認を行うものとする。</p> <p>期 間 自 令和4年5月20日(金) 午前9時 至 令和4年6月30日(木) 午前9時</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和4年6月30日(木) 午前10時</p> <p>11 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時において再入札を行う。</p> <p>12 入札保証金 免除とする。</p> <p>13 契約保証金 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国(公団を含む。)又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。 (2) 入札に関する条件に違反したとき。 (3) 入札書が所定の日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を</p>
--	--

行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係ない職員に代わりにくじを引かせるものとする。

17 その他

この調達、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。

18 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rented
Private number usage office etc. Private terminal environment procurement

(2) Delivery Deadline
October 20, 2022

(3) Delivery Place
The place that Governor of Oita appoints

(4) Bidding date
10:00 a.m. June 30, 2022

(5) Management Bureau Address
Oita Prefectural General Affairs Department Government System Electronization Office

3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501
TEL 097-506-2064

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和4年5月20日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

(2) 借入期間

令和5年1月1日から令和10年12月31日まで（72か月）
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 納入場所

大分県警察本部刑事部鑑識課及び警務部情報管理課

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認め

る。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となつてい事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

ク 納入しようとする物品等の機器等リストを令和4年7月8日（金）午後5時45分までに大分県警察本部刑事部鑑識課に提出し、精査を受け、回答を受けた者

（金）午後5時45分までに大分県警察本部刑事部鑑識課に提出し、精査を受け、承認を受けた者

3 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請の時期
令和4年5月20日から同年6月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

<p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所 大分県ホームページ (https://www.pref.oia.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html)</p> <p>より申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管理課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部刑事部鑑識課 〒870-1117 大分市高江西2丁目2番 電話 097-567-2131 内線 432</p> <p>(2) 日時 令和4年5月20日から同年7月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係 (2) 提出期限 令和4年7月22日（金）午前10時。ただし、郵送の場合は、同月21日（木）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館10階 会議室 (2) 日時 令和4年7月22日（金）午前10時 (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p>	<p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 4の(1)に同じ。 (2) 交付日時 4の(2)に同じ。</p> <p>13 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。 (2) 落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263</p>
--	---

<p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他 (1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合があります。 (2) その他の詳細は、入札説明書による。 (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary (1) Nature and quantity of products to be rented Terminal equipment and others complete set for Oita Prefectural Police fingerprint print information administration system (2) Time limit for tender 10:00 a.m. 22 July 2022 (3) Office Identification Division, Oita Prefectural Police 2-2 Takae-nishi, Oita city 870-1117 Tel 097-567-2131</p> <p>~~~~~ 次のとおり契約者等について公示する。 令和四年五月二十日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 随意契約に係る借入物品の名称及び数量 電子計算機 一式</p> <p>二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県総務部電子自治体推進室 大分市大手町三丁目一番一号</p> <p>三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年四月一日</p> <p>四 随意契約の相手方の氏名及び住所</p>	<p>株式会社J E C C 専務取締役 依 田 茂 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号</p> <p>五 随意契約に係る契約金額 五千七百三万四千八百二十四円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当</p>
---	---